

# 地域映像アーカイブの構築と活用に関する課題： 北海道・夕張市の事例から

水島久光

東海大学文学部

〒259-1292 平塚市北金目 4-1-1

E-mail: sammyhm@jcom.home.ne.jp

## Issues on construction and utilization of regional video archives: From the case of Yubari city in Hokkaido

MIZUSHIMA Hisamitsu

Tokai University

4-1-1 Kitakaname, Hiratsuka, Kanagawa, 259-1292 Japan

### 【発表概要】

北海道夕張市の財政破綻から 10 年、発表者の現地における「映像アーカイブ・プロジェクト」のスタートからも 10 年になる。その意義は、「過去の痕跡」たる資料群から、地域再生の手掛かりを見出し、市民の建設的コミュニケーションに資することにある。しかし、ローカル・コミュニティにおけるアーカイブの構築には、ナショナルかつトップダウンで行われるプロジェクトとは異質な壁、ハードルが多数存在している。本発表ではそれらを正視し、アーカイブ・プロジェクトが公共性の実現に寄与するための課題に迫ることを目標にしている。特にここで提起したい問題は、「ダークアーカイブ」の重要性と、「地域の肖像権」というコンセプトの妥当性である。夕張市の事例からそれらの問題に切り込む入り口を探りたい。

### 1. はじめに：財政破綻と映像アーカイブ

2006 年 6 月 20 日、北海道夕張市の財政破綻のニュースが流れた。標準財政規模の 14 倍にもなる 632 億円の巨大な負債の存在が明らかになり、(最終的には、病院事業会計、観光事業会計などの廃止によって、実質的に解消すべき赤字額 353 億円、返済期間は 18 年となる)、翌 2007 年 3 月から同市は財政再建団体と認定された。

それから 10 年、夕張市は自治体としての多くの機能を失った。「再生」のための建設的予算はほぼなく、人口減少は加速、廃墟だらけの集落は徐々に森林に帰っていった。しかしそうした窮状の中でも、町に留まり将来を展望する人々はいた。元石炭博物館館長の青木隆夫もその一人である。青木は私的に「夕張地域史研究資料調査室」を立ち上げ「地域の記憶の消失」へ細やかな抵抗姿勢を示していた。

2007 年夏、夕張を訪ねた発表者(水島)は、青木から博物館に数多くの映像資料が残されていることを聞かされる(第一次資料)。青木は 35mm、16mm、9.5mm、8mm といったフィ

ルム映像、夕張をはじめとする全国の産炭地を映したテレビ映像等を VHS テープに保存していた。これらを「破綻の町・夕張」の再生の検討資料として活用することには意味がある。そうした考えから、2008 年～9 年にかけて、デジタルダビングを行った——これが「ゆうばりアーカイブ」の出発点である。

映像資料の中で最も古いものは 1916 年三井八郎右衛門が三井登川・北炭夕張の両炭鉱事業地を視察したものである。その他、戦前の採炭や土木工事、戦後の産出の最盛期の様子を経て、事故・閉山、政策転換から破綻に至るまで、その総数は重複を除き 413 タイトル。この「人々の視線の痕跡」群の社会史的価値が小さくないことは言うまでもない。

青木と水島はこれらの資料をベースに地域史の研究を進める一方で、2009 年、リスタートした「ゆうばり国際ファンタスティック映画祭」において上映会を企画、2017 年まで継続的に開催している。しかしそれらが言葉の本来の意味で「アーカイブ」として機能するには、未だに多くの壁が立ちはだかっている。

## 2. ゆうばりアーカイブの課題

### 2.1 私的コレクションの「アーカイブ化」

そもそも「私的」に収集されたコレクションとアーカイブとを隔てるものとは何か。記録管理の連続性を唱える「レコード・コンティニューム」の図式に従えば、アーカイブは「組織や個人の記録の総体」を指し、ドキュメント（作成）→レコード（取り込み）→アーカイブ（組織化）→アーカイブズ（多元化）に至る「第三次元」に置かれている[1]。これを前提にするならば、その資料を組織化する作業自体がまずなされねばならない。

一見文字資料などに較べると「とっつきやすく」「理解しやすい」ように思える「映像」。しかしその保存媒体には「パッケージから内容が把握できない」「再生機器が限定される」「再生時間が膨大である」など、その資料価値に目が届く手前の調査に物理的なハードルが多く、それが対象群を集合体として扱う行為を阻害する。「デジタル化」は、何よりまずそれを取り除く手続きと言える。

青木が集めた夕張市のコレクションは、とりあえずVHSという形態に統一されていた点においては、作業に着手しやすい状態にあった。しかしダビングには500近いタイトルの再生総時間がそのまま必要となる。2008～9年の第一次作業は水島の研究休暇と必要な協力者が得られたため可能となった、しかしその後2015年に旧市立図書館から運び出された第二次資料群（市民会館の映像資料室に保管されていた広報映像群141タイトル）の調査作業は未だ進んでいない。と同時に、もう一つの阻害要因——このコレクションが「私的に録画された番組」や「視聴用に譲渡された映像」を多く含むが故の、作業委託における権利上の壁が明らかになってきたのだ。

### 2.2 「ダークアーカイブ」問題としての側面

資料の性質ゆえに作業が困難に陥るという、こうした状況は、いわゆる「ダークアーカイブ」（保存を優先し、当面公開をしないアーカイブ）が抱える問題と重なる点が多い。

「ダークアーカイブ」という概念は、電子書籍の課題とともに認識が広がりつつあるが[2]、そこにおいては主に「バックアップ」としての役割が期待されている。しかし突き詰めればそこからは「アーカイブの構築主体」の問題、すなわち『著作物の権利保有者、あるいはそれを代理しうる者がアーカイブを成す責任があるという』物言いは果たして自明のものなのであるか」という問いが提起されざるをえない。

納本制度や、それに範をとるフランスのINA等の映像アーカイブの考え方は、まずは「ナショナル・セクターがその引き受け役となるべき」という原則に立つ。保存されるものが著作物であるという前提で論じるならば、それには一定の妥当性があるだろう。しかし、「映像」にはその認識には回収されきれない重要な側面がある。「肖像権」の問題である。

NHKアーカイブスの現状は、まさにこのパラドックスを体現している。ナショナル・アーカイブとしてのNHKアーカイブスは、2003年以降全ての全国放送番組を保存し組織化しているが、しかし公開については未だに全体の1%にも至っていない。ここにおいては「著作権」よりも「肖像権」が大きな壁となっていることはよく知られている。

成文法に依拠しない「肖像権」は、拒否権としての判例の積み上げによって、皮肉にもそのパーソナルな利害と放送のナショナルな機能の遠さを浮き彫りにするに至っている。それはマスメディアの宿命であると言えばそれまでであるが、仮にそうだとするならば、装置から切り離されたアーカイブ素材としての「映像」には、別の論理が適用される余地もあろう。

## 3. 「地域」がブレークスルーの鍵を握る

この問題は、いかにして「利用者」が「アーカイブの構築主体」たることが可能かという問いと結びつく。「放送映像」の被写体としての個人が、制作・著作者である放送事業者（及びそのナショナルな組織体）を迂回して、自らの「肖像」の権利保全を求めるというのも、むしろ回りくどい話である。

元をただせば、マスメディアにおける「肖像」が、パブリシティ権を除けば、映像の中で主体性がはく奪されている（「姿が取り込まれている」＝レコーディングされている）ものとして扱われていることに問題がある。ここにそもそもの「権利者」の利活用のフィールドを改めて措定しなければならない必然性がある——その受け皿となる概念がコミュニティである。

とりわけ「地域」コミュニティは、被写体の日常生活のリアルを構成する環境を成している。オギユスタン・ベルクの「風土」概念を援用し、また日本国憲法第13条の幸福追求権に基づき、発表者はこの請求権としての「肖像権」を「地域の肖像権」と呼ぶことを提唱してきた[3]。それは、映像と指し示すもの、認識主体と実在との近い距離（時空間）の中で、その「姿」を取り戻す実践（アクション）の根拠を成すのみならず、「地域」という集合性・組織性と、アーカイブの機能としての集合性・組織性とを重ね、意識化を促す契機となる。

またこの権利概念は、「私的コレクション」に「アーカイブ」としての公共性を付与するという点で、地域の博物館・美術館、図書館、文書館等の施設が、資料に関する積極的な利用環境や条件を整え、「受け皿」として機能する可能性を拓く根拠ともなるだろう。

#### 4. おわりに:まず、アジェンダの提示を

夕張市の事例は、その目標に向けてステップを踏んでいくためのアジェンダを提示してくれる。

現在「デジタル化」と並行して行われている

第一次資料群、第二次資料群の分類・調査作業を通じて、NHKアーカイブスにおける映像の保存状況との対照関係はほぼ明らかになっては来た。が、ここから次の展開に踏み出すには、「地域」とNHKとの（あるいは放送業界全体との）、デジタル社会の公共性に関わるビジョンの共有と連携が欠かせないであろう。そのためにはまず、各地の「地域映像アーカイブ」同士の情報共有とネットワークの構築が不可欠となる。

それはダークアーカイブと完全な公開が前提とされた（理念形としての）ライトアーカイブの中間項としての「グレーアーカイブ」の在り方を模索するアクションとなるだろう。その際には「地域」を一つのエコ・システムとして捉える視座が重要となる。アーカイブ構築⇔研究の蓄積⇔市民参加による活用と実践の「循環（サーキュレーション）」をデザインすること——「地域」が様々なアーカイブ／アーカイブズ問題を乗り越えるためのキーワードとなり得る理由はこの点に集約されている。

#### 参考文献

- [1] E.Shepherd, G.Yeo, 森本祥子他編訳. レコード・マネジメント・ハンドブック. 日外アソシエーツ. 2016, 31p.
- [2] 植村八潮. 既存の知的財産をいかにアーカイブしていくか. アーカイブ立国宣言. ポット出版. 2014, 219p.
- [3] 水島久光. テレビ番組における風景の亡失（前・後編）. 東海大学紀要文学部 95, 97 輯. 2011,2012.ほか



この記事の著作権は著者に属します。この記事は Creative Commons 4.0 に基づきライセンスされます(<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/>)。出典を表示することを主な条件とし、複製、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可されています。